

平成 21 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい、自らの責任と判断による魅力ある地域づくりを推進するためには、国から地方へのさらなる権限委譲及び税源移譲を進めるとともに、地方自ら簡素にして効率的な行財政システムを確立する必要があります。

本市におきましても、平成20年3月に新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画と「新行財政改革プラン」を策定し、川崎の再生に向けた取組を強化するとともに、全庁をあげて一層の行財政改革を進めております。

このような状況の中、拠点整備事業の推進や県民の生活向上に寄与する事業などを実施してまいりますが、これらの施策については県と綿密な連携を図りながら進めなければならない課題が多くあります。

県におかれましても、誠に厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、広く県民のためとなる事業の実施に支障を生じさせないためには、県の御理解と御協力が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成21年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をされますようお願い申し上げます。

平成20年10月

川崎市長 阿部孝夫

要 望 事 項

重 点 要 望 1

- 1 小杉駅周辺地区等のまちづくりに対する財政措置について 2
- 2 臨海部の再生に資する基盤整備の推進について 6
- 3 五反田川放水路整備事業に対する財政措置について 10
- 4 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について 12

I 県費補助に関する要望

- 1 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業に対する財政措置について 16
- 2 消防・救急無線のデジタル化・広域化に対する財政支援について 18
- 3 緑の保全対策の推進に対する財政支援について 20
- 4 川崎縦貫高速鉄道線整備事業に対する財政支援について 22

II 県の施策に関する要望

- 1 地震防災対策の推進について 26
- 2 県営住宅の建替え及び住環境の整備促進について 28
- 3 川崎市内における県施設の整備について 30
- 4 住宅用太陽光発電設備導入促進について 32

平成21年度 県の予算編成に対する重点要望

川崎市では、新総合計画・川崎再生フロンティアプランにおいて、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出と、市内各地域の自立と連携をバランスよく進め、「広域調和・地域連携型」の都市構造の構築を目指しています。その中で、小杉駅周辺地区については、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めています。また、臨海部については、産業再生・環境再生・都市再生の3つを基本に、その再生に努めています。これらの事業の効果として、小杉駅周辺地区においては、不動産の売買、居住者の増加及び経済活動の活発化により県税増収効果があるものと見込んでおり、臨海部においても、企業の進出による法人県民税、法人事業税等の増収が期待できます。さらに、県内への経済波及効果も大きなものがあると考えられます。

また、安全で快適に暮らすまちづくりの推進として、多くの県民の生命や財産を浸水被害から守るため時間雨量50ミリに対応できる河川改修事業を進めていますが、五反田川放水路整備事業については、平成21年度以降本体部の工事が本格化します。

これらの事業は、多額の投資を必要としますが、事業の性格上、年度間の事業費の調整や平準化には一定の限界があり、事業の進展に合わせた集中的な予算措置が必要となっています。県にとって効果の大きい事業を重点的に推進するという観点から、予算措置にあたっては、各年度の補助率や地域割等に捕らわれることなく、事業の進展に合わせた柔軟な対応をしていただきますようお願いします。

また、県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等において格差が設けられているものがありますが、本市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしていることを考慮しますと、これは大変憂慮されることですので、制度の早急な見直しをお願いします。

小杉駅周辺地区等のまちづくりに 対する財政措置について

川崎市では、平成17年3月に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において小杉駅周辺地区を広域拠点として位置付け、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型居住等の機能が集積した魅力ある拠点形成を図るため、重点的にまちづくりを進めています。

この小杉駅周辺地区は、神奈川県内と東京方面との枢要な交通結節点に位置し、本市の広域拠点としてのみならず神奈川の東京都心部との新たな玄関口としての役割を担うものであり、平成21年度の開業を目標とする横須賀線武蔵小杉新駅の設置により、さらなる交通結節機能の強化と一層の都市機能の向上が図られることとなります。

現在、当地区では民間活力を積極的に活用しながらまちづくりを進めており、複数の民間開発事業が進行しています。特に、駅に近接した中核部において、4地区（武蔵小杉駅南口地区西街区、武蔵小杉駅南口地区東街区、小杉町3丁目中央地区及び小杉町3丁目東地区）の市街地再開発事業を推進しておりますが、各地区の事業において、段階的に都市基盤等を整備することにより、ひとつのまちづくりとして一体的かつ総合的に整備を進めております。

これらの市街地再開発事業は、事業の性格上、年度間の事業費の調整や平準化には限界があり、事業の進捗にあわせた国、県及び市の集中的な財政支出を要します。一方で、駅前広場や道路が整備さ

れるなど県民への還元度が極めて高く、さらに、居住者の増加、経済活動の活発化などにより県税増収効果も見込まれます。

このため、事業の円滑な推進が図られるよう、事業進捗に応じた財政措置をお願いします。

また、本市の新総合計画で広域拠点や地域生活拠点に位置付け、県の都市再開発の方針で計画的に再開発が必要な市街地に位置付けられているその他の地区についても、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業を推進していますので、引き続き財政措置をお願いします。

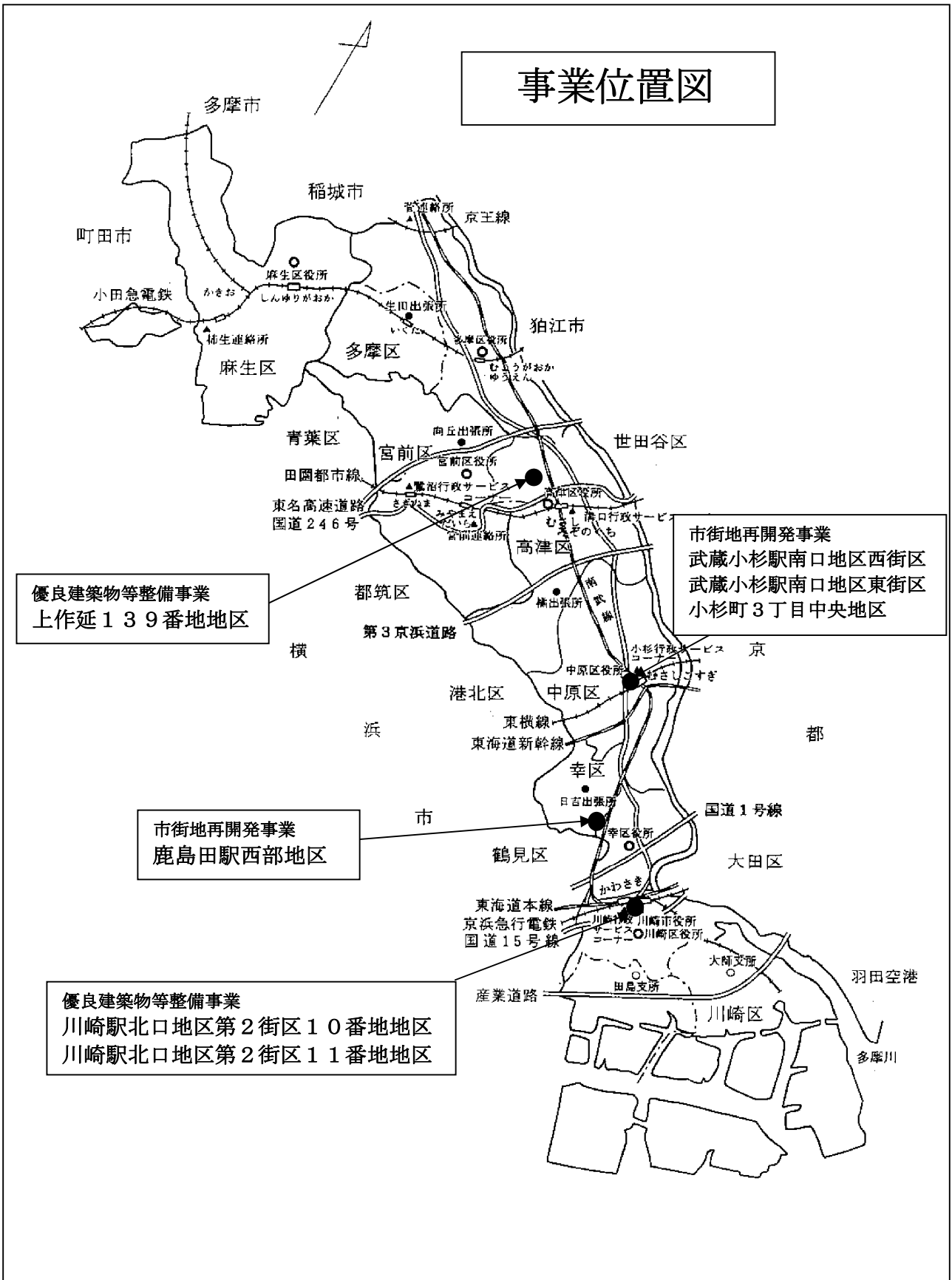
特に、鹿島田駅西部地区においては、平成18年6月に地権者の出資により再開発株式会社を設立し、平成19年4月に市街地再開発事業の都市計画決定を行い、平成20年2月には、再開発事業の施行認可を取得しています。本年度には権利変換計画の認可を取得し、平成21年度に工事着工、平成24年度の工事完了を目指しています。事業の推進にあたっては、積極的に民間活力の導入を図っていきますが、厳しい経済環境の中で施設整備に多大な事業費を要することから、事業の進捗に応じた財政措置をお願いします。

重点要望

要 望 額	内 容
1 億 1, 4 2 0 万円 (5, 7 1 0 万円)	市街地再開発事業 (武蔵小杉駅南口地区西街区)
4 億 5 5 5 万円 (2 億 2 7 7 万円)	市街地再開発事業 (武蔵小杉駅南口地区東街区)
5 億 3 1 0 万円 (2 億 5, 1 5 5 万円)	市街地再開発事業 (小杉町 3 丁目中央地区)
6, 0 3 0 万円 (3, 0 1 5 万円)	市街地再開発事業 (鹿島田駅西部地区)
3, 2 0 0 万円 (1, 7 6 0 万円)	優良建築物等整備事業 (川崎駅北口地区第 2 街区 1 0 番地)
9 3 0 万円 (5 1 1 万円)	優良建築物等整備事業 (川崎駅北口地区第 2 街区 1 1 番地)
7 3 0 万円 (4 0 1 万円)	優良建築物等整備事業 (上作延 1 3 9 番地地区)

要望額のかっこ内は、県の実質負担額。

事業位置図



この要望文の担当課/まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009
 まちづくり局市街地開発部小杉駅周辺総合整備室 TEL 044-200-2933
 まちづくり局市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所 TEL 044-544-5241

臨海部の再生に資する基盤整備の 推進について

川崎市では、臨海部の産業基盤を強化し、持続的な発展をめざして、臨海部の土地利用の誘導を図る戦略的なマネジメントを展開するため、土地利用誘導の指針である「土地利用誘導ガイドライン」と地区別の課題解決に資する「地区別カルテ」の策定作業を進めております。策定後は、これに基づき臨海部の土地利用誘導を図るとともに、課題解決に向けた取組を推進します。

とりわけ都市再生緊急整備地域である神奈川口構想の殿町3丁目地区を含む「川崎殿町・大師河原地域」、南渡田を含む「浜川崎駅周辺地域」、地域再生計画に指定された「水江町地区」については、臨海部の再生を先導する戦略的拠点や重点整備地区に位置付けて、先端技術産業の集積に向けた立地誘導を進めます。

そこで、県においても、本市との情報共有とともに、「土地利用誘導ガイドライン」等に基づく土地利用誘導に向けた戦略的なマネジメントの展開に関して協力・支援をお願いします。

また、殿町3丁目地区については、2010年10月の羽田空港の再拡張・国際化を見据え、神奈川口構想の実現に向けて、段階的な土地利用と都市基盤整備等の誘導を図るため、「殿町3丁目地区整備方針」を策定したところです。

今後は、この方針に基づいた具体的なまちづくりを進めていきますが、神奈川口構想の中核的地区である殿町3丁目地区にふさわしい臨空関連機能や研究開発・業務機能等が集積する拠点形成に向け

て、県においても、土地の取得も視野に入れ、主体的な役割を果たされるよう期待します。

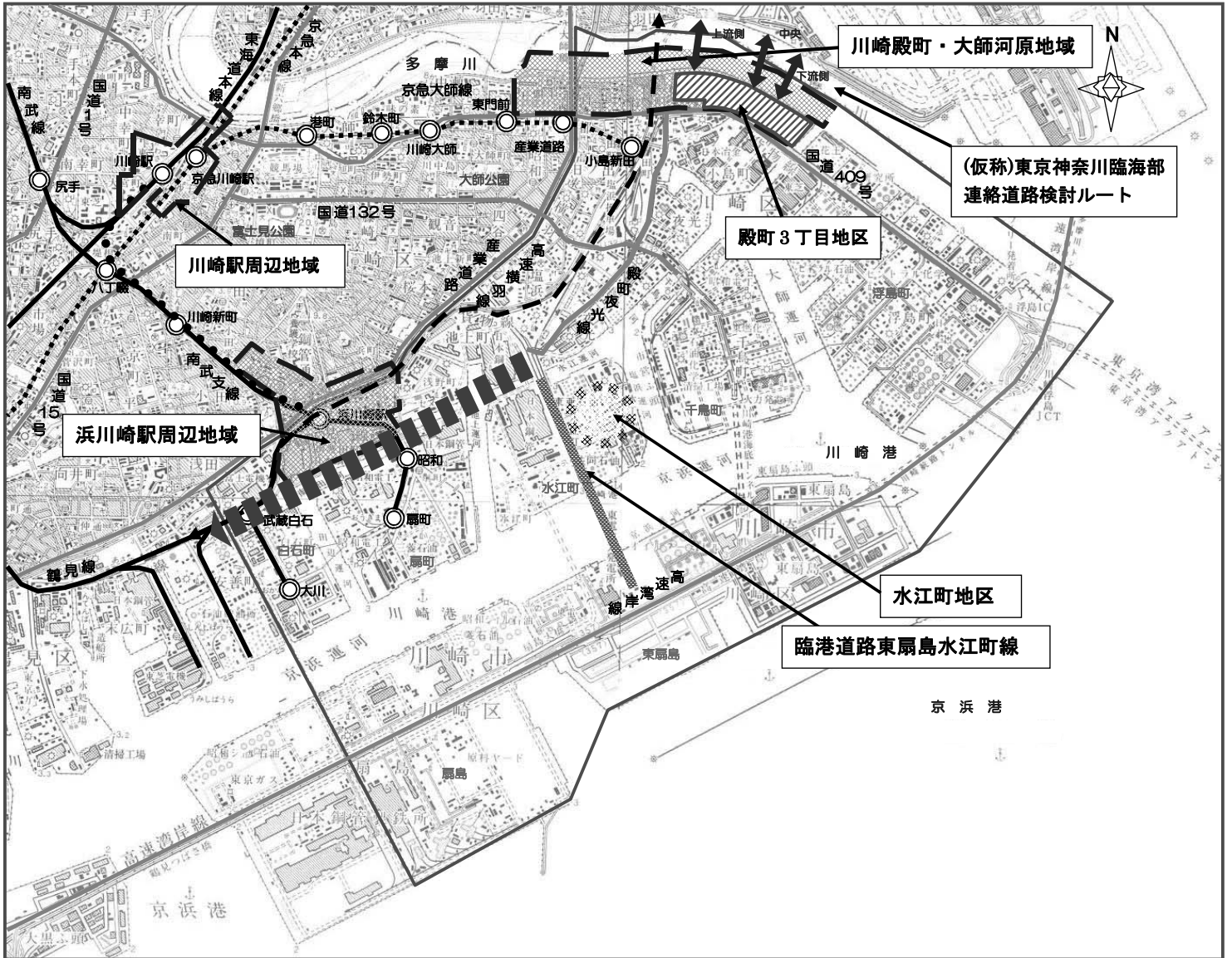
臨海部の産業基盤の強化と活性化に向けた取組として、県の「インベスト神奈川」の活用をはじめ、本市においても「イノベート川崎」を創設するなど、先端産業の創出に向け、経済的な支援を図り、大きな効果をもたらしたものと認識しているところです。

引き続き、臨海部の持続的な発展のため、企業誘致や立地企業に対して経済的インセンティブが働くような枠組みの拡大・充実を強く要望します。

また、臨海部の再生のためには、総合的な交通ネットワークの形成に向けた基盤整備が求められています。特に、(仮称)東京神奈川臨海部連絡道路や臨港道路東扇島水江町線の整備については、実現に向けて、現在、国や関係機関等と協議・検討を進めています。また、東海道貨物支線の貨客併用化や川崎アプローチ線の整備の検討とともに、既存のバスアクセスの改善等についても、関係機関と協議・検討を行っているところです。

今後、臨海部の総合的な交通ネットワークの形成に向けて、国と連携した基盤整備の促進に向けた取組などに関して、積極的な協力をお願いします。

川崎臨海部地域整備概要図



- 都市再生予定地域 (川崎市)
 構造改革特別区域 (国際環境特区認定区域)
- 都市再生緊急整備地域
- 幹線道路
- 臨海部幹線道路
- JR線
- 私鉄線
- 鉄道駅
- 東海道貨物支線貨客併用化計画
- 川崎アプローチ線計画
- 臨港道路東扇島水江町線
- (仮称)東京神奈川臨海部連絡道路検討ルート

この要望文の担当課／総合企画局臨海部活性化推進室 TEL 044-200-2075

五反田川放水路整備事業に対する 財政措置について

川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50ミリに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。

近年の都市化の進展及び地球温暖化により局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が深刻となっております。

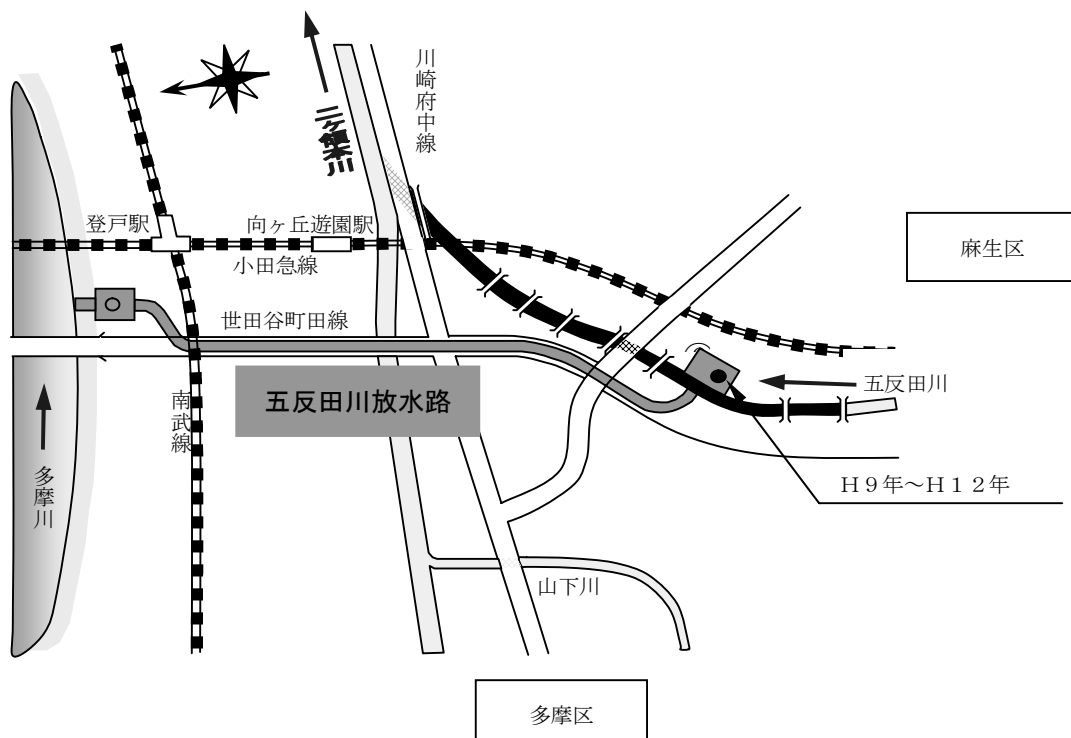
特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。

また、五反田川の水が流入する二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流しており、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっております。

このようなことから、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

本事業は、平成21年度以降、本体部の工事が本格化し事業費が増大しますが、計画的な事業執行を図るため、都市基盤河川改修事業の枠組みに基づく財政措置をお願いします。

五反田川放水路整備事業の概要



- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画区間 平成4年度～平成29年度
- 総事業費 約360億円
国費113億円、県費113億円、市費134億円
- 事業の概要 延長2,157m
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)
計画高水流量 150 m³/s

この要望文の担当課／建設局土木建設部河川課 TEL 044-200-2903

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

県においては、依然として厳しい財政状況のもと、平成21年度の予算編成に向けては、行財政改革をさらに強力に推進し、財政の健全化を図っていくとともに、市町村の支援については、対等・協力の関係を基本に、あらかじめ十分な調整を図り、理解を得るべく努力されるものと考えています。

しかしながら、県単独補助事業の見直しによる補助率等の削減措置は、本市の財政を圧迫し、事業の執行に多大な影響を与えるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くものです。

また、県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがありますことは、たいへん憂慮すべきことと考えています。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮しますと、このことに対し市民の理解を得るのは容易なことではありません。

つきましては、補助率等の取扱いに格差があるものについては、**県税負担の実態を踏まえ、早急に格差是正に取り組んでいただきますようお願いいたします。**また、これらの事業の役割と重要性及び事業開始の経緯を勘案の上、**補助率を復元していただきますようお願いいたします。**

県単独補助事業に係る補助率等の格差

名 称	格差の内容
ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市 1 / 4 一 般 市 1 / 3
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【補助率】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市 補助対象外 一 般 市 1 / 2
神奈川県市町村振興メニュー事業補助金	【補助対象】 1 5メニューのうち次の6メニューは政令指定都市補助対象外 ①地域福祉施設、②地域保健施設、 ③道路施設、④河川施設、⑤自転車等駐車場、⑥バリアフリー対策事業

この要望文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2434

I 県費補助に関する要望

民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業に対する財政措置について

川崎市では、高齢者や障害者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す福祉のまちづくりの一環として、鉄道事業者に鉄道駅舎エレベーター等設置補助を行っています。

また、平成12年11月に施行された交通バリアフリー法及び平成18年12月に施行されたバリアフリー新法に基づき、平成19年度までに川崎駅、溝口駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅、武蔵中原・武蔵新城駅及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区で基本構想を策定しているほか、平成20年度中には新川崎・鹿島田駅周辺地区及び宮前平・鷺沼駅周辺地区でも基本構想を策定する予定です。

市内には、エレベーターが設置されていない駅がまだ数多くありますが、近年のバリアフリーのまちづくりに対する関心の高まりを受け、平成18年には法の大改正も行われていることから、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という県の補助要綱の趣旨、また、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上の促進を図るというバリアフリー新法の趣旨を踏まえ、鉄道事業者が車いす兼用エレベーター等の設置を計画している全ての駅舎に対し、補助が可能となるよう財政措置をお願いします。

要 望 額	内 容
66,664千円	民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業

平成21年度民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業（要望）

駅名	補助対象 エレベーター基数	市補助金額	うち県補助金額
J R 東日本 尻手駅	2基	33,332千円	16,666千円
J R 東日本 平間駅	2基	33,332千円	16,666千円
J R 東日本 稲田堤駅	2基	33,332千円	16,666千円
京急 京急川崎駅	2基	33,332千円	16,666千円
合計	8基	133,328千円	66,664千円

平成20年度民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業

駅名	補助対象 エレベーター基数	市補助金額	うち県補助金額
J R 東日本 向河原駅	2基	33,332千円	16,666千円
J R 東日本 宿河原駅	3基	49,998千円	24,999千円
東急 高津駅	2基	33,332千円	16,666千円
合計	7基	116,662千円	58,331千円

この要望文の担当課／まちづくり局計画部交通計画課 TEL 044-200-2717

消防・救急無線のデジタル化・広域化に対する財政支援について

現行のアナログ式の消防・救急無線は、平成28年6月1日以降使用できなくなるため、本市では、当初、平成23年度運用開始に向けてデジタル化への計画を推進してきましたが、平成17年7月に消防庁から消防・救急無線の広域化・共同化による整備方針が通知されました。

このため、広域化・共同化の整備にあたり、経費の精査、負担割合、基地局配置、運用方法等について、県を通じて各市町村との協議を進めてきました。

その結果、平成19年7月及び11月に開催された県内全体会議において、県内自治体が共同して、20年度電波伝搬調査、21年度共通波基本設計、22年度共通波実施設計、23年度～25年度に共通波整備工事を実施するものとし、各消防本部の活動波についても、原則としてこれに合わせて整備を行うこととなりました。

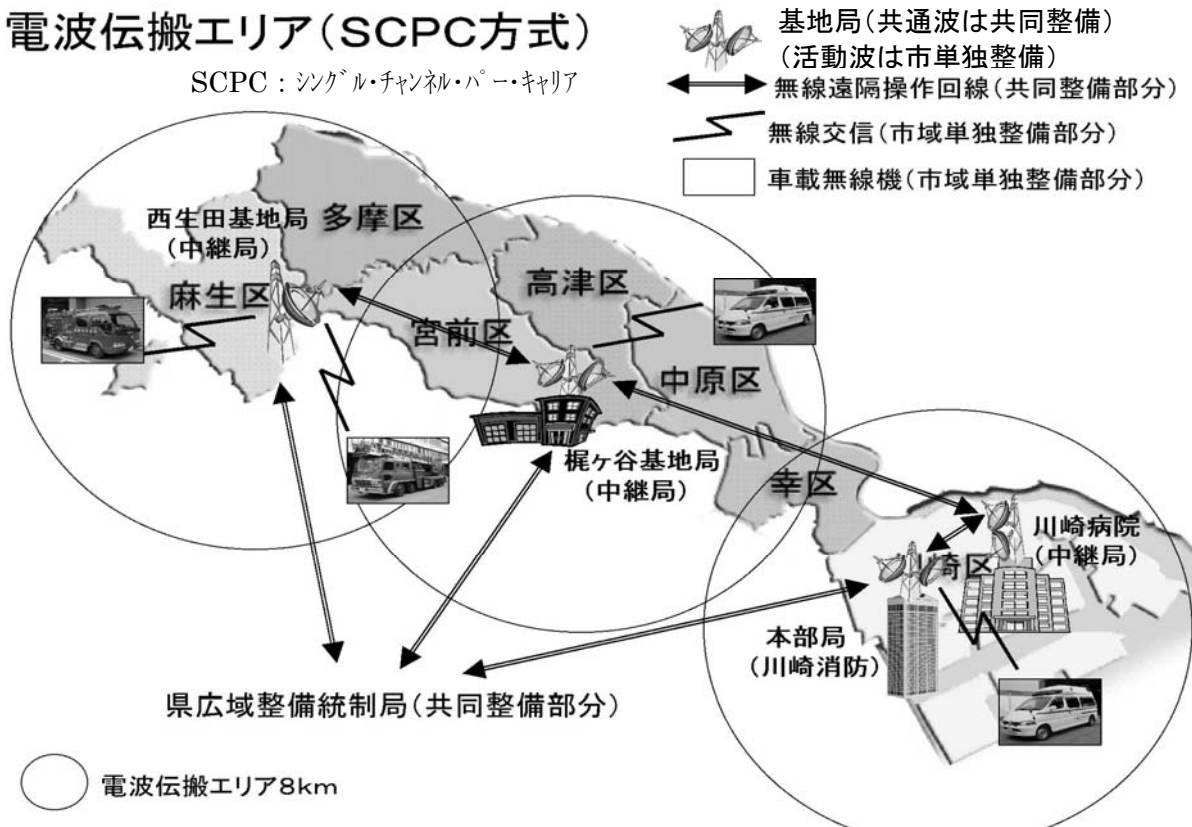
この整備に伴い、平成21年度以降には、多大な整備費用が見込まれることから、市町村の負担が軽減されるように考慮していただくとともに、現在の「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金制度」とは別に補助制度を創設するなど、財政支援をお願いします。

消防救急無線のデジタル化・広域化に係る費用等

内容		年度							費用 (概算)
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
整備区分	共同整備部分	電波伝搬調査	基本設計	実施設計		整備工事		運用開始	2億円
	単独整備部分			実施設計		整備工事		運用開始	15億円
合計									17億円

電波伝搬エリア(SCPC方式)

SCPC：シングル・チャンネル・パー・キャリア



この要望文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2639

緑の保全対策の推進に対する 財政支援について

川崎市では緑の基本計画の基本理念である「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」の実現に向けて、市民、事業者、行政による協働のもと、市域に残された緑の保全、失われた緑の回復育成及び新たな緑の創出の推進を目的として、様々な施策を展開しているところです。

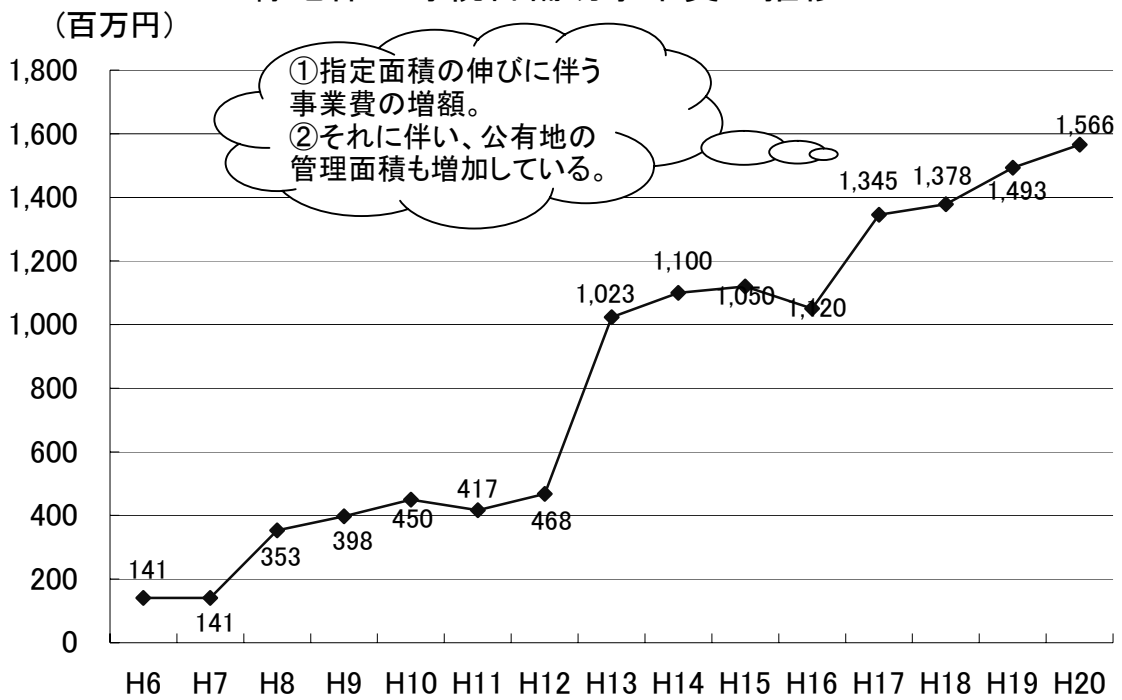
その中で、本市では、特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定、ふれあいの森など様々な手法を活用しながら、緑の保全の推進に取り組んでおりますが、依然として開発の需要が高く樹林地が減少しつつあり、恒久的な緑の保全が強く求められております。

一方、県では、「神奈川力構想・基本構想」において、「環境に配慮した持続可能な社会」の政策課題とその施策展開として、都市と里山のみどりの保全と活用を掲げ、地域制緑地の指定、都市公園などの整備を進めるとなっております。

また、国の都市再生プロジェクトでは、大都市圏における都市環境インフラの再生として、まとまりのある自然環境の保全が位置付けられ、平成14年7月に広域的観点から保全すべき自然環境として、多摩丘陵ゾーンを含む25箇所のゾーン及び13河川が抽出されるなどしているところです。

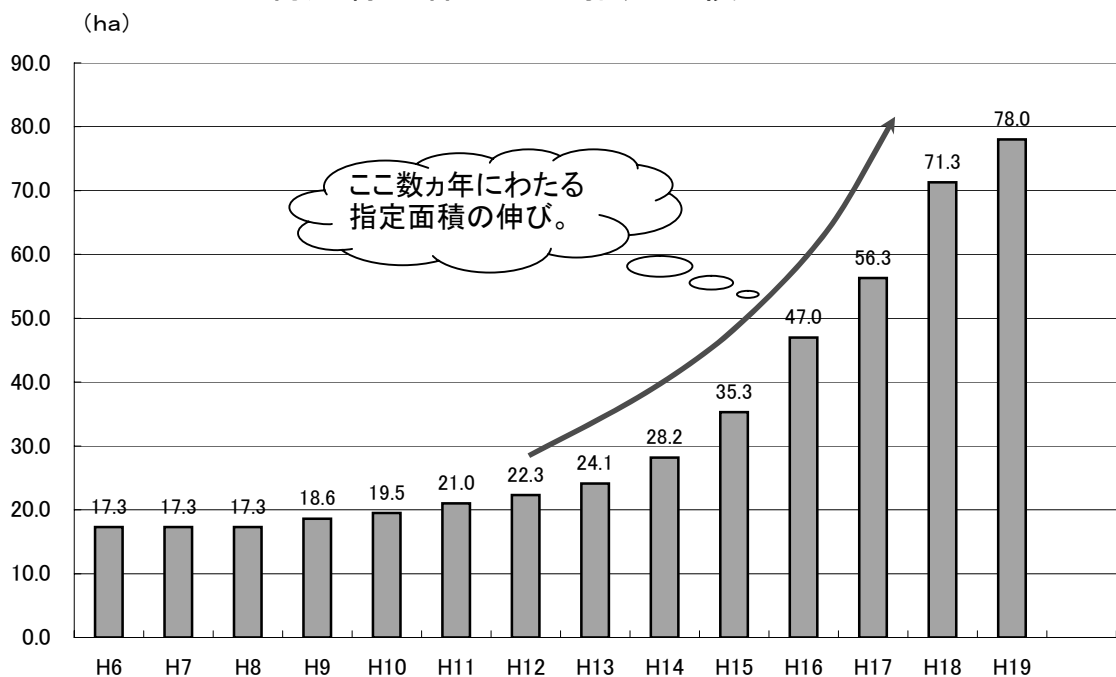
こうしたことから、緑の保全は、本市のみならず多摩・三浦丘陵のみどりに関わる広域的な観点から、県の重要プロジェクトとして不可欠な施策と考えますので、財政支援について御配慮をお願いします。

緑地保全等統合補助事業費の推移



※当初内示額（平成12年度までは、緑地保全事業費）
 ※H19、H20については、緑地環境総合支援事業を含む

特別緑地保全地区指定面積



※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

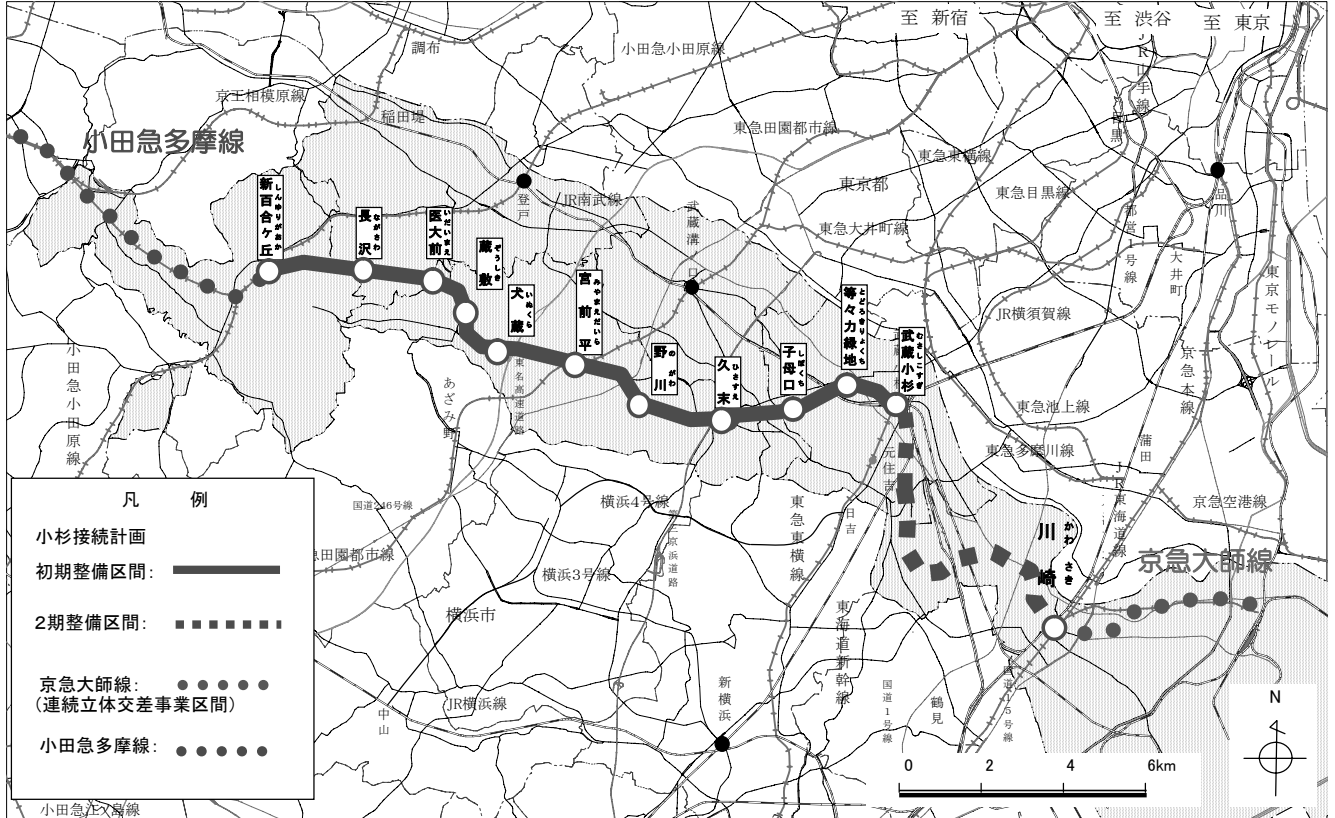
川崎縦貫高速鉄道線整備事業に対する 財政支援について

川崎縦貫高速鉄道線は、川崎市における重要な社会基盤となるものであり、市内の主要な都市拠点を結ぶ広域交通幹線網を形成することで、鉄道不便地域の改善や既存鉄道の混雑緩和など様々な整備効果が期待されております。

また、東海道新幹線品川新駅の開業や新横浜駅の機能強化、湘南新宿ラインの開設、羽田空港の国際化など、本市を取り巻く状況が大きく変化するなか、首都圏における広域鉄道ネットワークを形成・拡充し、速達性の向上に大きく寄与する本路線の整備意義と必要性は、さらに高まっております。

こうしたことから、駅周辺再開発事業が着実に進展し、JR横須賀線新駅の設置や公共施設の再配置など、拠点性が大きく向上している武蔵小杉駅に接続する計画で、継続して川崎縦貫高速鉄道線整備事業を推進していきますので、県におかれましても財政支援について御配慮をお願いします。

川崎縦貫高速鉄道線 路線計画図



※駅名は全て仮称であり、2期整備区間のルートは想定

この要望書の担当課 / 交通局高速鉄道建設本部財務担当 TEL 044-200-2468

Ⅱ 県の施策に関する要望

地震防災対策の推進について

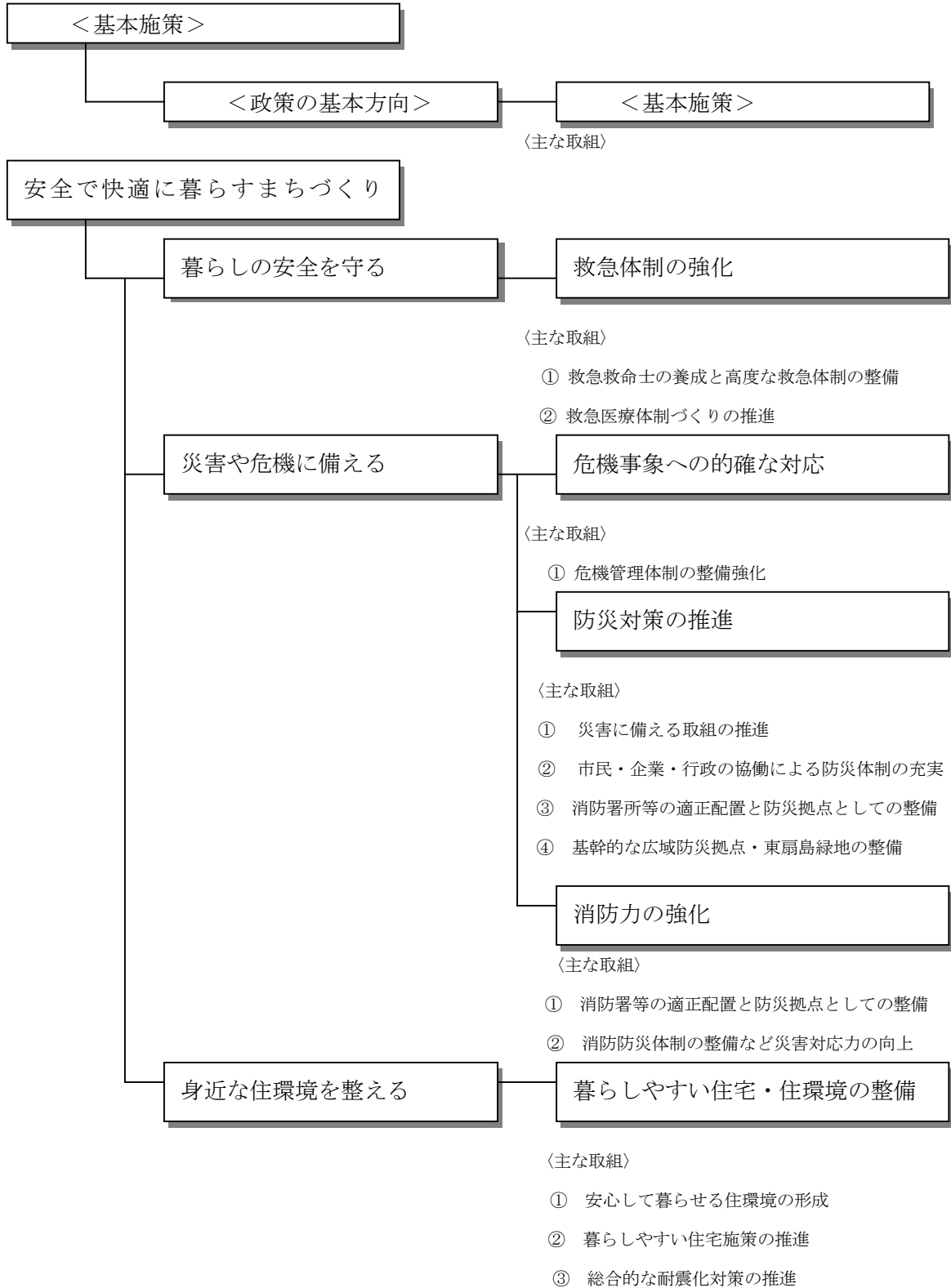
川崎市では、「阪神・淡路大震災」の教訓に基づき、行政のみならず市民・企業がそれぞれの役割や責務に基づいて、一体となって災害に対処する考え方に立ち、防災対策を総合的、かつ、計画的に推進してきたところです。

しかしながら、切迫する首都直下地震に対する対策として、国は地方自治体に減災目標としての地域目標の設定を求めており、本市においては、平成20年度から2か年で実施する地震被害想定調査を通じ、本市の地震防災上の課題を明らかにした上で、計画的な減災を達成するための地震防災戦略を策定し、中長期的な視野に立ち様々な施策を実施していく予定です。

つきましては、こうした減災の取組を着実に実行していくため、「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金制度」の活用が不可欠と考えておりますので、今後とも継続して地域の防災力の向上が図れるよう本制度の延長について検討されるよう要望いたします。

川崎市における地震防災対策の施策体系

川崎市では、新総合計画の実行計画において、「安全で快適に暮らすまちづくり」を基本施策のひとつに挙げ、市民の身近な暮らしの安全を確保するとともに、防災体制を強化し災害に強いまちづくりを推進するための施策に取り組んでいます。



この要望文の担当課／総務局危機管理室 TEL 044-200-2840

県営住宅の建替え及び住環境の整備促進について

川崎市は、住宅・住環境における新たな課題に対応し、すべての市民が安心し、ゆとりをもって、共に住み続けられる地域社会が実現できるよう、住宅基本計画を策定し、住宅施策を総合的・計画的に推進しているところです。

この基本計画では、高齢者等だれもが安心して住み続けられる居住施策の推進や、真に住宅に困窮する市民を対象とした公共賃貸住宅の効果的・効率的な供給、地域における住環境整備等に努めていくこととしています。

県においても、豊かで安全・安心な暮らしを実現する住宅・住環境づくりのため、公的賃貸住宅事業を推進されているところですが、引き続き県営住宅、県公社団地の適切な整備・保全を推進していただくとともに、事業の推進にあたりましては、高齢者等の居住の安定、オープンスペースの整備等による周辺の住環境形成への御配慮をお願いします。

また県内における本市の人口・世帯数の割合に対し、本市の県営住宅の割合は低い状況となっていることから、県営住宅の建替えにあたりましては、人口や世帯数など地域の需要を勘案して建替え後の戸数の設定を行うなど、本市における住宅セーフティネットの機能強化を図っていただきますようお願いいたします。

県内の人口及び世帯数

(平20年1月1日現在)

地区	人口(人)	率	世帯数	率
県合計	8,910,256	100.0%	3,725,988	100.0%
川崎市	1,373,630	15.4%	628,245	16.8%
横浜市	3,631,236	40.8%	1,534,190	41.2%
その他	3,905,390	43.8%	1,563,553	42.0%

県営・市町村営住宅管理戸数

(平成19年4月1日現在)

地区	県営住宅 管理戸数	率	市町村営住宅 管理戸数	率
県合計	44,667	100.0%	62,495	100.0%
川崎市	4,082	9.1%	16,770	26.8%
横浜市	17,643	39.5%	29,655	47.5%
その他	22,942	51.4%	16,070	25.7%

この要望文の担当課／まちづくり局市街地開発部住宅整備課 TEL 044-200-2994

川崎市内における県施設の整備 について

川崎市は、横浜市とともに神奈川県の中核都市として、経済、教育、文化の中心的役割を担い、多くの県民が生活し活動しています。

しかしながら、本市には人口規模に比べて相対的に県の施設が少なく、市民が身近に県の施設を利用する機会が乏しい状況にあります。

つきましては、今後、少子・高齢化、価値観の多様化など社会の変化に対応した文化・スポーツ施設、社会福祉施設など、既存施設の再整備を含めた拠点施設の整備促進を図られるようお願いいたします。

現在、富士見周辺地区の再編において県と協議を進めている県立川崎図書館については、市内での機能の存続に向け検討を進められるようお願いいたします。

また、幸警察署旧庁舎や高等職業技術校など、従来の利用形態に変更が見られる施設等については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう十分御協議いただくとともに、県及び本市で相互に貸借している財産については、全体的な整理を図り、市民生活の向上に資するよう御配慮をお願いいたします。

	施設の名称等	現状、整備の概要等
機能存続	県立川崎図書館 (1) 所在地 川崎区富士見 2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m ²	県立川崎図書館が立地する富士見周辺地区は、現在、本市が富士見周辺地区整備基本計画に基づき再編の検討を進めているところであるが、当該施設は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として、市民や企業、研究開発機関から高い評価を受けていることから、市内での機能の存続をお願いしたい。
跡地利用	幸警察署旧庁舎跡地 (1) 所在地 幸区都町 80 (2) 敷地面積 2,641.32 m ²	跡地については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう御配慮いただきたい。
	川崎高等職業技術校跡地 (1) 所在地 中原区下小田中 5-9-1 (2) 敷地面積 13,053.06 m ²	県警察職員公舎の整備が計画されている跡地については、以下の事項を踏まえた整備が図られるよう御配慮いただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に、地域住民が集会所として利用できる場の確保に努めること。 2 敷地内に、法令に定められた基準を踏まえ、市民に親しまれる、できるだけ大きな地域開放型の公園整備に努めること。 3 建設計画や進捗状況の詳細等について、地域住民に対する情報提供に努めること。また、建設工事に伴う地域住民への影響に十分配慮すること。 4 近隣建物の日照に十分配慮した整備に努めること。
	川崎高等職業技術校京浜分校跡地 (1) 所在地 川崎区境町 11-23 (2) 敷地面積 3,782.51 m ²	跡地については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう御配慮いただきたい。
	かわさき健康づくりセンター (サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 渡田新町 3-2-1 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	敷地については、現在市が無償貸付契約に基づき使用しているが、平成15年3月31日に締結した覚書にのっとり「川崎市が所有する土地との等価交換」が確実に実行されるよう御配慮いただきたい。

この要望文の担当課／総合企画局都市経営部広域企画課 TEL 044-200-2020

住宅用太陽光発電設備導入促進について

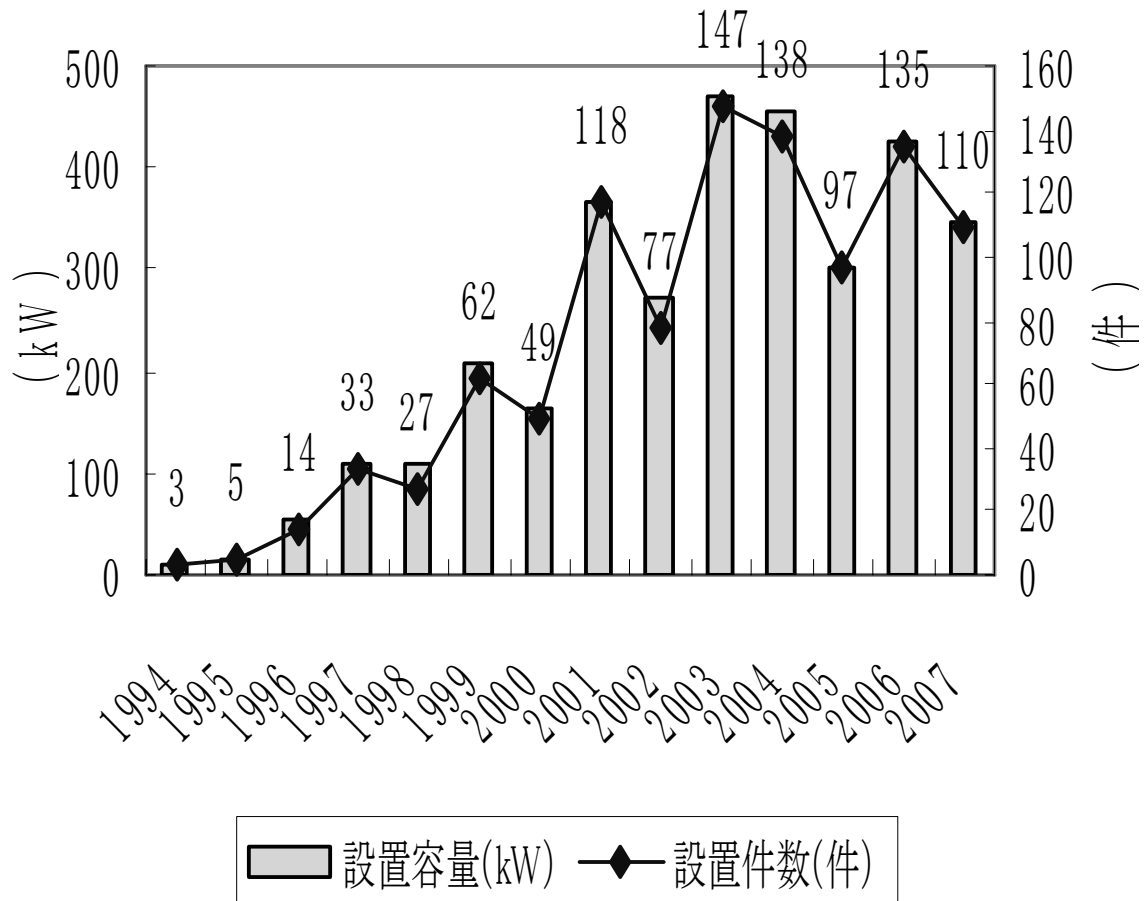
川崎市では、住宅用太陽光発電設備の導入を拡大するため、平成18年度から市単独で同設備への補助を開始したところです。

県におきましては、本年1月に「クールネッサンス宣言」を發表し、アクションプランにおいて「太陽光発電などCO₂を出さないエネルギー利用を皆で支援」する考えを示しています。そして、この宣言をより具体化させるリーディング・プロジェクト案には「太陽光発電を行おうとする個人への助成等支援制度の創設、あるいは助成制度を持つ市町村への支援」が盛り込まれています。

今後、太陽光発電設備の導入を飛躍的に拡大するためには、市の補助制度とともに、県の取組も大変重要であると考えますので、リーディング・プロジェクト案に盛り込まれた支援措置を展開するなど、本市と連携した取組を推進されますようお願いいたします。

○ 住宅用太陽光発電設備導入件数と設置容量の推移

(川崎市内で補助対象となったもの)



○ KWあたりの設置価格の推移

(H16)66.1万円 → (H17)68.3万円 → (H18)68.7万円

この要望文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2514

平成 21 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 20 年 10 月 発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2434